

## V 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、庁内において各部局が連携するとともに、市町村や関係団体などと連携して、施策を進めます。

### (1) 安全・安心まちづくり推進本部

県庁内の関係局長等で構成する「安全・安心まちづくり推進本部」を活用し、部局横断的な調整を行いながら、施策を進めます。

### (2) 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会

神奈川県の安全・安心まちづくりを県民総ぐるみで展開するために設立された「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」(47 ページ参照)を犯罪被害者等支援についての推進体制としても位置づけ、同協議会の場を活用して、施策を進めます。

### (3) 警察署被害者支援ネットワーク

犯罪被害者等のニーズに対応して、よりきめ細かな支援を行うため、警察署単位で設置された「警察署被害者支援ネットワーク」(28 ページ参照)において、地域の様々な団体等と連携しながら、地域における支援活動などの施策を推進します。

### (4) 市町村との連携

県と市町村における総合的対応窓口等の連携を強化するとともに、条例制定や計画策定に取り組もうとする市町村への情報提供や人材育成の更なる充実を通して市町村の取組を支援します。また、日常生活支援を行う市町村に対して補助を行うほか、県に施策の調整や市町村支援等を専門的に行うコーディネーターを配置するなど、支援強化を図ります。

県、県警察、民間支援団体と市町村で検討会を開催し、各自治体間での役割分担や、生活支援等の充実方策、利用が可能な各種社会保障・社会福祉制度等の情報を共有し、具体的な支援の際の個人情報に配慮しながら、県、県警察、市町村間の相互の連携方法を検討します。

また、市町村犯罪被害者等支援主管課長会議などを活用しながら、情報交換等を進め、普及啓発を協働して行うなど、市町村と連携して施策を推進します。

#### (5) 支援関係機関との連携

民間支援団体、弁護士会、臨床心理士会のほか、福祉関係機関や司法関係機関等で構成する「犯罪被害者支援関係機関ネットワーク会議」(29 ページ参照)において意見交換を行うなど、関係機関と連携して施策を推進します。